

## 第 767 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 4 月 24 日 (水) 13 時 50 分から 15 時 10 分  
場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 7 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)

#### 2 報告事項

- (1) 定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等について (資料 2-1～2-3)  
(2) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報掲載について (資料 3)

#### 3 その他

- (1) くろまぐろの漁獲枠等について  
(2) 全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会における質問内容について (資料 6)  
(3) 相模湾及び東京湾における中型まき網に係る相互入会協定等の更新について (資料 5-1、5-2)  
(4) 令和 6 年度県水産課予算の概要について (資料 4)  
(5) 令和 6 年 7 月の委員会開催日程について  
(6) その他

#### [参考資料]

- ① 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

#### [配布資料]

- ② 海生研ニュース第 162 号

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、  
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、  
宮川 均、山田 正行  
学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司  
中立委員 小坪 淳子  
・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事  
・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、相場副主幹、村尾主事、  
芳山技師、野口技師

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまから、第 767 回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 1 件、報告事項が 2 件と、その他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

青木勇委員、青木勝海委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは青木勇委員、青木勝海委員、よろしく願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料 1 に基づき説明】

議 長

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続いて報告事項（1）「定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村尾主事

【資料 2 に基づき説明】

議 長

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定いたします。

続いて、報告事項（２）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事  
議 長

【資料３に基づき説明】

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それでは、そのように決定いたします。

続いて、その他（１）「くろまぐろの漁獲枠等について」を議題とします。

水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹

水産課の相澤から御報告いたします。資料は御用意しておりませんので、口頭のみで失礼いたします。

前回の海区委員会におきまして、都道府県のくろまぐろの漁獲枠について、いくつか御質問をいただいたところでございます。

まず、国で定められております日本の漁獲枠についてですけれども、こちらは「中西部太平洋まぐろ類委員会」が日本分の漁獲枠を定めているという形になっております。国、水産庁は、こちらの漁獲枠を受けて、過去の漁獲実績に基づきまして、大臣許可分と都道府県知事管理分に配分いたします。こちらの大臣許可枠に関しましては幾つかございますけれども、大中型まき網などでございます。さらに国は、過去の実績に基づきまして、各都道府県への配分を決めているということでございます。

私ども神奈川県、各県は国の配分枠の中で県内の漁獲枠を配分するということになってございますけれども、令和６年、５年、４年度の当初枠につきましては、すべて同じ漁獲量でございました。具体的に申し上げますと、小型魚が３９．４トン、それから大型魚が６．６トンということで、こちらは４年、５年、６年で同じでございます。

なお、前年の漁獲消化率が８割を超えた県に関しましては、期中に追加配分がされるということでございます。

もう１つ、神奈川県の漁獲枠について、拡大が叶わないのかといった御質問をいただいたかと思えます。

こちらに関しては、くろまぐろの資源状況の変化に伴いまして、上積みですとか、あるいは柔軟な配分なりを国に要望してまいりたいと思いますが、神奈川県では、全国的な制度の改正などについて国に働きかけを行う必要がある事項につきましては、「国の施策・制度・予算に関する提案」というものを実施しているところでございます。この漁獲枠につきましても、この提案の中で要望していきたいと考えておりますし、また水産庁へ訪問し、直接状況説明などと併せて要望することも考えております。

また、県内の漁獲抑制などの取組みに関する御質問がありました。

まず1つ目が、小型魚の再放流サイズ、1.5キログラムの根拠などについてでございます。それからもう1つ、漁獲枠の上限に近づいたときの漁獲抑制措置として、「1日1本まで」、そして「1本水揚げした後は4日間の休漁」、こちらの根拠について御質問いただいたところでございます。

こちらの決まりにつきましては、平成30年にくろまぐろがTAC対象種になった際に決めたもので、決めるに当たりましては、漁業者の皆様と話し合い、意見をいただきながら決めさせていただきました。TACに関する計画を定めて、その中で、くろまぐろの部分について規定をされ、定めるにあたっては、TACに関する法律に基づきまして海区委員会に諮問をするという手続きを踏むとともに、パブリックコメントなど広く意見を求める手続きをいたしました。現在に至りまして、令和2年漁業法の改正、それからTAC法の廃止などにより、この規定は別途、漁業法に基づく知事が行う助言、指導、報告に関する運用指針の中で引き続き規定されているところでございます。なお、この運用指針につきましては、漁業法32条に基づいて知事が定めているものでございます。

1.5キログラムにした根拠についてですけれども、当時どのような議論があったかということを少し御紹介させていただきます。6月から8月頃、定置網に大量にくろまぐろの幼魚が入ることがございます。こちらは1.5キログラム未満で非常に単価が安いという中で、安い単価の幼魚で小型魚の枠が埋まってしまうということを回避するために、1.5キログラム未満を再放流と決めさせていただきました。こちらは漁業者の皆様から意見をいただきまして、それを参考にして決めたという経過がございます。

また、小型魚の再放流サイズについて国や近隣県で具体的な数字が定められているかといった御質問がありました。こちらは近隣県の方に直接問い合わせたのですが、神奈川県のように県としてのサイズ規制は特に定めてないという回答を得ております。

次に、漁獲措置の内容を変更するための手続についての御質問がございました。こちらは今2つの方針、それから指針でもって、こちらの「1.5 キログラム」と、大型魚については1本上げてから4日間休漁するというものについて定められているのですが、資源管理方針につきましては、まず、県民の意見を広く反映する、聞くということで、パブリックコメントを実施する。それから、手続として海区漁業調整委員会に御意見を聞き、その上で農林水産大臣の承認を受けるという手続になってございます。

一方、漁業法第32条の運用指針については諮問などの手続が定められておりませんので、県のパブリックコメントを実施した上で掲載させていただくということでございます。

最後に、漁獲枠の配分について漁業者から意見、要望を聞く場があるかといったことでございます。これまで神奈川県では、県内のマグロの漁獲配分を検討する際に、漁業者の皆さんに集まっていただいて説明会を開催し、意見をお聞きしているところでございます。今後も御意見をお聞きするのですが、必要があれば、別途協議会のようなものを設定することも考えられます。

この場合、資源管理協議会さんと相談しながら、どのような形が良いのか検討することも、1つの方法かと考えてございます。

以上でございます。

議長

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい。お願いします。

福本委員

決めるときに、「神奈川県の意見は」というところがあったのかもしれないですが、どうだったのですか。

水) 相澤副技幹

1.5キログラムですとか、そういったことについてですね。

福本委員

はい。

水) 相澤副技幹

まず1.5キログラムに関する回答ですけれども、定置網に大量に0歳魚が入るということで、試験場のデータなどからもその事実が明らかでございまして、そういった大量に入るメジのサイズについて検討すると、1.5キログラム未満であったと。こちらについて当時、漁獲枠が埋まってしまうというところに非常に皆さんの懸念がございましたので、各地で漁業者の方にお集まりいただきまして、意見交換をしながら1.5キログラムに決めさせていただいたという経過がございます。

福本委員

大型魚の「6.6トン」の数字を決めるときに、神奈川県から何か意見を言って増える可能性があるのですか。

また、その時に参加できるのですか。

水) 相澤副技幹 まず神奈川県全体の枠につきまして、こちらの要望は、まずは県から提案させていただきたいということでございます。また直接状況を説明しに参りたいと考えております。

漁獲枠を増やすべきだという御意見は、委員会だけではなく漁業者皆さんの御意見であると考えておりますので、意見を吸い上げさせていただいて、国に上げていきたいと考えております。

議長 よろしいですか。

他に御意見、御質問はございますでしょうか。

はい。お願いします。

青木勇委員 今回の漁獲量といいますか、割当量というのは、毎年変更されていくものなのですか。

水) 相澤副技幹 はい。まず各県のデータを確認したのですけれども、どこの県も概ね毎年同じ漁獲枠ということでございます。

その後、追加配分もあるのですが、そちらの方も過去数年間にわたり各県ほぼ決まった率で配分されているということでございまして、国の漁獲可能量についてもそれほど大きく変更はしていませんので、過去何年間か、国、それから各県等で概ね同じ数字が割り当てられているということでございます。

青木勇委員 同じ数字ということは、各県がすべて、100%使い切っているということですか。

水) 相澤副技幹 はい、かなり消化率は高いです。

一方で、消化率が低いような年、あまり漁が思わしくない年は、その分自らが持っている枠を他の県に融通するというようなやり取りをしております。他の県に供出した県については翌年の枠が少し増えるというメリットがある制度になっております。

各県、追加配分後の最終的な漁獲枠で、ある県が少し多く、ある県が少し小さくとなっているのですけれども、これも全体の漁獲枠が増えているということではなく、融通し合った結果というような形でございます。

青木勇委員 融通した県が増えるということですか。大元の枠というのは毎年変わらないということ。

水) 相澤副技幹 国に配分される量もほぼ変わりませんし、そこから各県に割り戻している当初の枠も変わりません。

議長 一点確認ですけれども、枠を決めるときの基準となっている年があります

よね。2002年から2004年の漁獲量をベースにしているということですか。

水) 相澤副技幹  
議 長 はい、そのような説明でございます。

水) 相澤副技幹  
議 長 そうしますと、その数字は変わらないですよね。

水) 相澤副技幹  
議 長 はい、そうです。

青木勇委員 今から過去5年に遡るですとか、そういう話ではないのですね。つまり、枠はもう、各県一定だということですよ。2002年から2004年をベースに割り振っているのですから。

鵜飼委員 融通した県はそれだけ漁獲量が少ないのですから、次の年はその枠が少なくなつて、多いところが増えるというのが考え方としては普通ではないかと思うのですが。

水) 相澤副技幹 とももとの大臣枠と県枠というのは、中西部太平洋まぐろ類委員会で決められてしまうのですか。そこを変えないと、全体が増えないということなのですか。

鵜飼委員 そこを教えてくださいなのですが。

水) 相澤副技幹 まず日本国に来る分については、中西部太平洋まぐろ類委員会で、櫻本会長がおっしゃったように2002年から2004年の数字で決められてしまっております。日本に来ている全体の枠が、小型魚が約3,600トン、大型魚が6,000トン余りなのですが、こちらをどのように漁業種類別、それから各県に割り振っていただくのかというのは、日本国の中で、これまでの実績に基づいて配分されているという形です。

水) 相澤副技幹 つまり、この中西部太平洋から降りてくる枠が増えない限りは、中で融通し合うしかできないということですよ。

水) 相澤副技幹 そういふことです。

鵜飼委員 元を締められてしまっているのですか。

水) 相澤副技幹 最近マグロが増えているのではないですか。ですから、そこをもう少し国にも頑張ってもらわなければならない。そういう話はないのですか。

水) 相澤副技幹 今、県の方から国に要望を上げさせていただいているところです。こちらは全庁的に行っている案件なのですけれども、国際会議の中で漁獲枠の拡大を求めるといふことと、もう1つ、直近の資源、それから漁獲の動向を踏まえて、もう少し柔軟な漁獲枠の配分ができないのかということ、この2点について、神奈川県から要望しようとしているところでございます。

福本委員 この要望以外に国と話し合う機会などがあれば、同じことを要望していきたいという考え方です。

水) 相澤副技幹 今の話を聞く以上、もう全然変わらないということですよ。どうやって

も無理だという言い方ですよ。

今まで、積ぶらなどの補償があるから我慢するよといった言い方をしている、それはいらぬからマグロを獲ると言ったところ、今までもらっている積ぶらを全部返すように言われたのですが、それではもう間に合わない補償になっていると思うのです。他の補償に切り替えなければ、浜は納得していかないのではないのでしょうか。

水) 相澤副技幹 そういったような現状も含めて、資源ばかりではなく経営も含めて、国の方には申し入れていきます。

福本委員 他の県ではこういった議論は出ないのですか。

水) 相澤副技幹 漁獲枠の配分について、増やして欲しいというような発言は担当者会議の中ではよく聞くところですが、それぞれの都道府県としてどういった要望をしているのかまでは、現時点では把握できておりません。

福本委員 例えば3年に1回くらいで決め直すですとか、そういう話でしたらまだ話になると思うのですが、22~20年くらい前の資料だけでやっていること自体もおかしいですし、実際もう6.6トンは消化してしまったわけです。まだ4月ですよ。これでは、マグロだけ釣って商売をしている人は漁師を辞めろということではないですか。その人たちに説明がつかないのではないですか。今、実際に魚を釣りに行けば幾らでもいるっていう状況で、いないなら良いのですけれども、いるのですよね。定置にも入るでしょうし。

水) 相澤副技幹 大分漁獲状況が変わってきている中で、随分と昔の、固定化した、マグロのいない時代の決まり事のみまですたので、今福本副会長がおっしゃったように、直近の漁獲状況なども反映した考え方ということについても検討してくださいと、これも国への要望になるかと思しますので、御意見をいただきたいと思えます。

福本委員 国への要望というのはわかりますけれども、例えばですが、定置網に一本入りました。それを逃しました。その代金を例えば神奈川県で補償するですとか、そういう話をしないと、国が国がと言うだけでは全然動いてないという話になってしまうではないですか。神奈川県としてこうです、というものが何もないではないですか。国が駄目だと言っているのに釣れませんという言い方になっていると思うのです。では神奈川県はこうします、という考えは何かないのですか。

今言っても仕方がないのでしょうけれども、そういう考え方に変えないと、この問題は解決できないのではないですか。

結局枠は増えないですし、釣っては駄目ですよというのはわかりますけれ



ども、だからこういう補償がありますよということを神奈川県で考えなければ。他の県ですとか国は、もう関係ない話になっていると思うのです。国はもう駄目、他の県は言ってくれない。では神奈川県はどうするのか。結局そこになるのではないですか。

申し訳ないですけども、少し冷たい言い方ですよ、国がこうだからというのは。神奈川県はこうだという意見や考えがないではないですか。

今の考えでは多分、国に言って交渉したところで話にならないと思います。行くか行かないかは別として、行ったとしても恐らく可能性はないですよ。

水) 相澤副技幹 いずれにしても、その大元の漁獲枠のときの議論は、より柔軟に、現状に合ったものにしていくことを引き続き要望してまいりたいと思います。

福本委員 最初にマグロのTACの話が出た際、神奈川県はそれほど釣れないし獲れないと思っていましたので、あまり議論にはなりません。その時もありましたが、予想以上に獲れてしまって、決めたときの責任を取れと言われるような話になってしまうと思うのです。

TACを決めた時にいたので余計に感じるのですけれども、こういう変化があるのだからこうしていきたいですとか、国に要望ではなくて、神奈川県に何か案を出してもらえればありがたいのですけれども。

議長 他によろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

小澤委員 漁業者はこういう形で、真面目に枠を守っているのですけれども、プレジャーボートが現状、結構やりたい放題やっているという話も聞くのです。

取締りとかその辺については、神奈川県としてどういうふうに考えているのですか。

水) 相澤副技幹 やりたい放題やっているですとか、そういう疑義情報があればお知らせいただきたいと思います。

取締りの主体は国なのですけれども、国はそういった情報を各県から集めていまして、県が協力するように要望されているので、情報をいただきまして、国と県で連携して取締りを行っていくという形で指導をされています。

青木勇委員 プレジャーボートが釣った場合も、罰則等がありますか。

水) 相澤副技幹 はい。小型魚を再放流ですとか、あるいは大型魚についても1日1回1本までといった内容の広域漁業調整委員会指示があります。法に基づいた指示ですので、こちらを守らなければ、委員会指示違反という形で罰則の対象になります。

青木勇委員  
水) 相澤副技幹  
議 長

漁業者でなくてもですか。

遊漁においても、そうです。

他はよろしいでしょうか。

では、私の方からよろしいでしょうか。

神奈川県で決定できる事項が二点あったかと思うのですけれども、まず第一点目は、1.5 キログラム未満は再放流というものです。他の県ではやっていないということなのですけれども、そういう規制を設けていないことで、何かトラブルのようなことがあるのか、ないのかということです。

それから、現状、神奈川県でこの規定を設定した当時の状況はよくわかったのですけれども、実際やってみて、こういう規制は必要ないのではないかとすとか、やはりあった方がよいのではないかという意見をお聞かせいただきたいなと思ったのですけれども、どうなのでしょう。そういうルールをなくした場合、問題はあるのでしょうか。それとも、ない方がよいということなのでしょう。

青木勝海委員

この間、小田原市場で静岡県の漁業者がメジを持ってきたのです。神奈川県は1.5 キログラム未満は売ってはいけないことになっていますから、そのところで市場にクレームがついたのです。なぜ神奈川県の間人間が出せないのに静岡県の人間は出せるのかと一悶着があり、静岡県に荷を持って行ったのです。

小菅委員

魚自体がいるならば、私はマグロを獲っていないところ申し訳ないですけれども、1.5 キログラムは別段、逃した方がよいと思います。いないときであれば1.5 キログラム以下でも獲ってよいかと思いますが、それ以上のものが獲れるのでしたら、上のトン数が決まっている以上、1.5 キログラム以下をたくさん獲ってしまうと、大きいものが来たときに出荷できないという形になってしまいますので。

ですが、神奈川県だけというのは納得いきません。

漁獲枠は各県決まっています、世界から水産庁に来る枠はもう決まっていますので、どうにもならないですが、2、3年ぐらい前に多少増えましたよね。ニュース何かで聞いたような気がしたのですけれども。

水) 相澤副技幹  
小菅委員  
議 長  
小菅委員

国への枠ですか。

はい。2、3年前か、もう少し前だったか。

ずっと一定ではなく、少し増えていると思います。

増えたと思います、どれくらいかはわかりませんが。

そのように増えますので、前回福本委員が言われたように、逃がした量を

きちんと把握して、国に出して、このぐらいいるのだということを見せない限り、その上の、世界から国に対する割当は増えていかないのではないですか。獲っている量だけでしたらもう一定なので、それを会議の場で報告したところで、どのように増えているのかというのは把握しているのですから。

それから、先ほど青木委員が言われたように、プレジャーボートが1本釣ってというのも、日本中でいえばおそらく大変な量ですよ。それを定置に割り当てたとしたら、結構な量になると思います。確実に、1本までといえども。報告がされていないものがあつたとしたら、それはもう莫大な量ではないですか。

逆に言えば、そういうものをきちんと把握した上で国際会議にかけない限り、元が増えなければもう、他県からもらうと言ったところで各県は出さないうですよ。1トンずつ割当があるとしたら、その1トンを死守するのが普通の県ではないですか。会議などで、うちは獲れていないから0.1トンあげてもいいですよ、と言うような県はどこもないと思います。

ですから、この神奈川県のを増やすには、その上ののを増やすこと。そののを増やすには、やはりデータが必要でしょう。そのデータのトータルに、皆が逃がしている量を入れないと、データはずっと一定ではないですか。それくらいのことを、もう少し神奈川県の方からやっていただけたら。

それから、その1.5キログラムというのは悪いこととは思わないので、各県に言って全部統一するですとか。バラバラでは獲った者勝ちです。これだけマグロが増えていると言われて、増えたものを獲って漁をするのが漁師なので、いないものを一生懸命獲ったところで、そんなものは漁業にならないのですよ。

おそらくどこの県も一緒だと思うので、その辺をもう少し県として頑張っで欲しいです。我々は県に言うしかないなので、県として上にもっと強く言ってもらいたい。

水) 相澤副技幹

前回の委員会でも、福本副会長の方からお話があつた件ですけれども、私どもとしては、漁獲枠の中だけでお話をさせていただいている現状でございます。

実際にどれだけ放流したのかというところが、実際のところは国の方にといいますか、全体の漁獲がどのように利用されているかというデータの集計の際に、今のところお答えしていない状態ですので、そのような不合理漁獲といいますか、漁獲しなかった分の情報についても、全国会議ですとか、あるいは個別に水産庁にお話ししていければと思います。

それから、最低限のサイズについて県ごとに定めがないということにつきましても、隣県の実情がどうなのかということ、トラブルがないのかも含めて各県の水産課から情報を集めていきます。まず、その調査から始めさせていただきます。

議長

少なくとも例えば、他県に1.5キログラム未満のくろまぐろを神奈川県で売ることは禁止だというようなことは言えるのですか。例えばそういう業者がいた場合に、これは神奈川県では売れませんよということをルール上言えるのでしょうか、言えないのでしょうか。

水) 相澤副技幹  
青木勝海委員

現状では入荷するものを断るということはできません。

それはおかしいのではないですか。神奈川県は駄目だと言っておきながら、他県のは持ってきて良いと、そんなに理不尽な話はないと思うのですが。

福本委員

確認ですけれども、静岡の定置網が神奈川県に持ってきたら、静岡の枠ですよね。

水) 相澤副技幹  
大竹委員

はい、静岡の枠です。

静岡はそれほど余裕があるのでしょうか。漁獲枠に余裕があれば、小さいものも獲って出せるのではないですか。ですが、神奈川県は小さいものも大きいものも一杯ですので。今、年間通して小さいものも一杯になりますよね。それが1.5キログラム以下のものを獲ってしまったら、それはもうすぐに埋まってしまう。そのうえ、1.5キログラム未満はかなり安いと聞いていますので、それほど余裕があるのでしたら、他の県ももう少し大きい1.5キロ以上にした方がよいのではないのでしょうか。静岡も、それほど小さいものを獲っていたら、おそらく小さいもので枠がすぐに一杯になってしまうのではないのでしょうか。実際に聞いていると、これからの時期ですよ、ごそつと入るのは。

青木勇委員

ですから、問題なのは、毎年の漁獲量で割当が決まってしまうのでしたら、1.5キログラムの県と1キログラムの県ではもう、完全に不公平になってしまうわけです。1.5キログラムの県と1キログラムの県でしたら、1.5キログラムでは枠が満たされなくとも、1キログラムでは枠が一杯になる場合などもあるわけではないですか。その差が出てくるのです。今の状態でしたら、どこの県も一杯になるのでしょうか。

ですから、神奈川県は1.5キログラムというのは、大きさとしては変な数字ではないと思うのです。

小澤委員

それを統一してもらえば良いですよ。

青木勇委員                    そうです。全国で統一すれば良いのです。水産庁がそれに動かないというのが腑に落ちないのです。

議 長                        全国で統一してもらうのが一番良いと思いますけれども、急には無理かもしれないませんが、少なくとも 1.5 キログラム未満のものは必ず神奈川県では売れませんという条例のようなものは作れないでしょうか。難しいでしょうか。

水) 照井G L                はい。お願いします。

                              水産課の照井です。そちらは我々の所管している漁業法などの水産関係法令ではなく、市場法の方で荷受けの拒否ができないので、市場に対して、県で決めているので 1.5 キログラム未満は拒否してください、ということが言えない状況です。

議 長                        はい、わかりました。

小澤委員                    各市場で判断するということですね。

水) 照井G L                市場の規定か何かで決めていただければできるかと思いますが、少し確認してみます。

青木勝海委員              それでは全然話になりませんよ。市場は絶対拒否しないので。

小菅委員                    県の水産課から静岡県に要望書を出すことはできないのでしょうか。

                              神奈川県ではこうなっているので市場に出して欲しくないという要望といえますか、お願いのようなものを。

                              そうすれば、静岡県や千葉県の各県の水産課から、獲っている人たちに、神奈川県ではこういう規定があるから極力出さないようにと、そういうことはできないでしょうか。それは市場法ではないでしょう。

水) 照井G L                一方的な要望はできますけれども。

小菅委員                    従うかどうかは別として。

水) 照井G L                口頭では申し入れはしました。

青木勇委員                県境に近い魚市場は、そういう部分で厳しいところがあるのですよね。

                              他にも、例えばイセエビなどでも、神奈川県と静岡県では解禁が全然違うのです。神奈川県の方が解禁が早く、神奈川県のものを静岡に持っていくことができるのです。逆に今度は、それが駄目だというふうになってしまうわけです。そういった難しい部分があるのですよね、県境のところは。

小菅委員                    他に波及するというのがありますからね、漁を止めたりですとか。

青木勇委員                ですから魚市場は多分拒否しないのだろうと、できないのだと思います。

小菅委員                    全国統一でしてもらうのが一番ですよ。

議 長                        あともう一点、T A C に近づいたとき、1 日 1 本釣れたらその次は 4 日間

獲れないという神奈川県独自のルールについてですが、これは、なくしてもトータルが決まってる以上はあまり意味がないのでしょうか。それとも、なくした方が良いでしょう。神奈川県独自のものですから、なくそうと思えば、なくせないことはないですよ。

これはどうなのでしょう。実際漁業をされていて、これは邪魔であるとか、そういったことはありますか。

福本委員  
議長

邪魔ですね。

ただ、連続して2、3日獲れば、その後は一杯になって獲れなくなるということもあるわけですよ。

水) 相澤副技幹

こちらを定めた経過なのですが、漁獲枠がオーバーしてしまうことを防ぐための捨りを効かせた手法でございまして、報告していただくまでのタイムラグがどうしてもございまして、県の方の集計が実際の水揚げよりも、何テンポか遅れてしまいますので、そこで漁獲枠が飛び出さないようにするための措置といいますか、工夫をさせていただいたという経過がございます。

議長

わかりました。他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、「1.5キログラム」の件については、可能であれば各県で統一する方向でご検討いただきたいということと、TACの集計については実際に獲った量だけではなく逃した量も集計をするように水産庁に働きかけていただきたいということ、この二点が特に重要かと思われました。これらを含めて、この報告事項を了承するというところでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、その他(2)「全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会における質問内容について」を議題としたいと思います。

これにつきまして、私の方から御説明させていただきます。

今、水産課から先月の海区委員会での宿題について回答がありましたが、先月の海区委員会で議論となった、太平洋クロマグロの資源管理については、先ほど述べましたように、県で対応できる問題と、国、あるいは国際管理機関であるWCPFCで対応すべき問題に分かれるように思います。

来月5月17日に、全漁調連の総会が開催されますが、総会には水産庁の担当者も参加されますので、国、あるいはWCPFCで対応すべき問題に関

する意見を述べるには丁度よい機会ではないかと思ひまして、私も、配布していただいた資料のようなお願い、あるいは質問を考えてみました。

配布していただいた資料に基づき、私の提案を簡単に説明させていただきます。

先月の海区委員会での議論の内容は大きく3つに整理できるのではないかと思います。

まず、第一は、TACそのものの値が妥当かという疑問だと思います。それに対しては、現状の資源水準に見合った妥当なTACを設定するよう改めて水産庁、WCPFCにお願いするという内容としました。

第二は、定置網漁業へのクロマグロTACの配分についてですが、定置網は受動的な漁法であり、クロマグロを漁獲しようとしなくても、勝手に定置網に入網し、漁獲されてしまうといった側面があることから、もう少し、柔軟なTACの運用方法を検討すべきであり、そのような検討をお願いしたいという形にしました。

「柔軟なTACの運用方法」という意味は、「定置網漁業に対するクロマグロのTACに関しては、設定されたTACの超過は1トンたりともまかりならないといった硬直した考え方ではなく、例えばですが、設定されたTACの10%~15%程度の超過を認める等の、かなり柔軟な運用方法を、水産庁、WCPFCは考えるべきではないか、という意味です。そのような柔軟な対応をしても、全体として定置網の年間のTACを超えるとは限りませんし、もし、年間のTACを超えてしまった場合は、次年度のTACで考慮すればよいので、特に、問題にはならないのではないかと思います。配布した資料の質問内容も、今、御説明したような具体的な内容に変更した方がわかりやすいかも知れません。御検討いただきたいと思ひます。

第三点目はTACの各都道府県への配分方法についてですが、それについては、「各都道府県の漁業関係者も含め、TACの各都道府県への配分方法を見直す検討委員会等を設置すべきである」と考えますが、それに対する水産庁の見解を伺うという形式にしました。

いろいろ御意見を頂ければと思ひます。

以上です。何か御意見、御質問等あればよろしくお願ひします。

よろしいですか。

お願ひします。

二番目の定置網の話についてです。

クジラも獲ってはいけないという時期があったかと思ひますが、定置網

福本委員  
議長  
福本委員

に関しては売ることができましたよね。それと一緒にではないのかと思ったのですけれども。

クジラも国際法だったのではないかと思うのですが、定置網にかかったクジラは、何らかの手続きをとれば売ることができたと思うのです。マグロも同じ考えではないのかと。

獲りに行くものではなく、入るものなので、釣っている方にこのようなことを言ったら怒られてしまうかもしれませんが、定置網は、クジラと同様になれば獲れるわけではないですか。定置網にクジラが入っても、加算されないという話であったかと思うのです。

議長

クジラの場合、DNAをしっかりと調べたうえで、利用してよいということになってはいます。ただし、量的な問題があり、クジラが定置に入る量はそれほど多くはないですよね。マグロの場合はかなり多いので、クジラと同じようにできるかというのは少し問題かもしれませんが、今はもう1トンたりとも超えてはいけませんというので、かなり迅速にやっていくわけですよ。

ですから私は、それをもう少し柔軟にやった方がよいのではないかと思うのですけれども、WC P F Cといったような機関はそのような考え方を物凄く嫌うので、バシッと決めてそれを守るという考え方ですから、なかなか難しいとは思いますが、そういう意見は少し言っても良いのかなと思います。

福本委員

不可能かもしれないですけれども、例えば200キログラム以上のものは加算されないですとか。

議長

量がそれほど多くないからですね。

福本委員

ですから、30キログラム以下はもちろんですが、大きいものに関してはクジラと一緒にではないかと思うのです。可能性としては、そういうものがあるのではないかと。どこか、糸口を見つけないと。

議長

基本的にやはり、その資源に見合ったT A Cになっていないのだと思うのです。それが一番大きな問題なのだけれども、それは兎に角、WC P F Cが絡んでくるので、あの辺の方々はとても保守的な考え方が強いので、特にアメリカなどですね。ですから、なかなか難しいと思うのですけれども、水産庁にできるだけ言って、プッシュするしかないような気はします。

もし問題がなければ、こういう内容で5月17日に発言したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それでは、そのようにさせていただきます。



続いて、その他（３）「相模湾及び東京湾における中型まき網に係る相互入会協定等の更新について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いします。

水) 野口技師  
議長

【資料５に基づき説明】

はい。ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御問等ございますでしょうか。

はいお願いします。

大竹委員

この静岡との入会の件で、この間相模地区で会議があった中で、この協定書が昭和の時代のもので現状と合っていないから、しっかりとやり直した方が良いのではないかという話がありました。

以前、真鶴の青木委員が、入会のところで共同漁業権に入っているのを避けてくれと言っていますよね。その話はどうなっているのですか。まだ話はできていないのでしょうか。

水) 野口技師

御発言いただいた内容につきましては御意見としていただきまして、協定更新にあたって水産課としても検討してまいりたいと思います。

大竹委員

わかりました。

この間、真鶴の組合長が来ておられなかったのが、確か青木委員がそのようなことを言っていたなと思ひまして。

もう随分前から話には上がっていたではないですか。

現行に合っていないような協定書なので変えたほうが良いと、とある組合長もおっしゃっていました。

小菅委員

この中型まき網は東京湾も同じで、ほとんど陸のところまでです。

もう何年前に、以前の委員も真鶴と東京湾のことを言っていたのですけれども、このラインを沖へ戻すというのは、その時は困難だったのです。

向こうが返事をしないということと、千葉のまき網がすべての魚を獲れるので、仮に漁業権の外へ出して東京湾中獲られてしまうよりは、協定をそのまま存続しておいた方がよいという結論でこのままになっているのですけれども、観音崎の突端の部分がなぜこうなったのかと前に質問をしたことあるのですが。昭和 28 年頃の協定書ですよ、確か。そのぐらいだと記憶しているのですけれども、なぜこんなところまでなのか。

これほど近くまでは網を巻けないですから、せめて漁業権ぐらいは沖へ出して欲しいと当時要望はしていたのですけれども、色々検討した結果、できないところはできないでいいけれども、千葉と何とか話し合いを持てる場として、こういう協定をそのまま残した方がよいのではないかというような結

論には達しているのです。

けれども、なぜこの近辺までの許可になったのですか。それはわかりますか。どうも納得できないのです。

先ほどの真鶴沖の漁業権の中ですか、その頃の話し合いなので、何とも我々にはわからない部分もあるのですけれども。

水) 相澤副技幹 経過について過去の資料を改めてあたりまして、またお知らせできればと思います。

小菅委員 理由だけわかれば、これをどうというのではなく、なぜこういうラインになるのかという理由だけでも、もしわかるようであれば教えてもらいたい。

議長 他によろしいでしょうか。

それでは、入漁協定の件、よろしく願いいたします。

続きまして、その他(4)「令和6年度県水産課予算の概要について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から御説明をお願いいたします。

水) 相場副主幹 【資料4に基づき説明】

議長 この件につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら本件は説明を了承することとしたいと思います。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

はい。それでは、本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は5月28日火曜日14時から開催の予定となっております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

以上